

財務会計WGにおける検討状況

平成28年11月11日
資源エネルギー庁

電力システム改革貫徹に向けた課題（総論）

- アベノミクスの柱である電力システム改革の果実を国民に広く還元するためには、一刻も早く競争的な卸電力市場を実現し、発電・小売分野における活発な競争を通じ、電気料金の低減やサービスの多様化を促進することが必要。
- 他方、市場競争のみでは必ずしも達成が困難な安全・防災や安定供給、環境適合等の公益的課題を克服するためには、新たな制度環境整備が必要となる。

更なる競争活性化

- ベースロード電源のアクセス確保
- 送電網へのアクセス確保

自由化の下での公益的課題への対応

環境・再エネ導入・安定供給

- 容量（kW）メカニズムの整備
- ゼロエミ（非化石）価値市場の創設
- 需要家の省エネ促進
- 送配電網の費用負担の在り方

安全・防災、廃炉の実施等

- 自由化を踏まえた財務・会計等の在り方
- 原子力事業者に対する自主安全・防災連携の加速

財務会計WGにて検討

（第1回：10/5、第2回：10/19、第3回：11/2）

財務会計WGにおける主な検討事項

- 財務会計WGにおいては、自由化の下での費用負担の在り方として、主に、(1) 通常炉の廃炉、(2) 事故炉の廃炉、(3) 原子力損害賠償、について検討を行ってきている。

検討事項	(1) 通常炉の廃炉	(2) 事故炉の廃炉	(3) 原子力損害賠償
目的	原発依存度低減、廃炉の円滑化	福島第一原発の着実な廃炉	受益者間の公平性確保
課題	早期廃炉に伴う残存簿価の減損等、一括で生じる費用認識の回避	福島第一原発廃炉に充てる資金の確保	2011年の原賠機構法制定前に確保されるべきであった過去分相当の費用回収
現行制度	小売規制料金での費用回収を前提に、廃炉後も費用の分割計上可（廃炉会計制度）	①廃炉会計は一部適用（廃止措置資産の分割費用計上） ②送配電事業で一定以上の利益を生じた場合、託送料金の値下げ命令	制度上は2011年以前と以後を区別せず、一律に小売規制料金で回収
検討の背景	今後、小売規制料金が撤廃されると制度が成り立たなくなる	①廃炉会計の見直し ②東電送配電事業における適切な合理化インセンティブ	自由化の進展に伴い新電力の需要家が増加すると、需要家間の不公平が拡大
論点	・制度の前提となる着実な費用回収の在り方（託送料金制度の活用）	①事故炉への廃炉会計適用等の託送料金制度の活用 ②送配電事業合理化分の廃炉費用への優先充当	・全需要家が負担すべきであった「過去分」の定義・概念 ・託送料金制度の活用も含めた費用回収の在り方

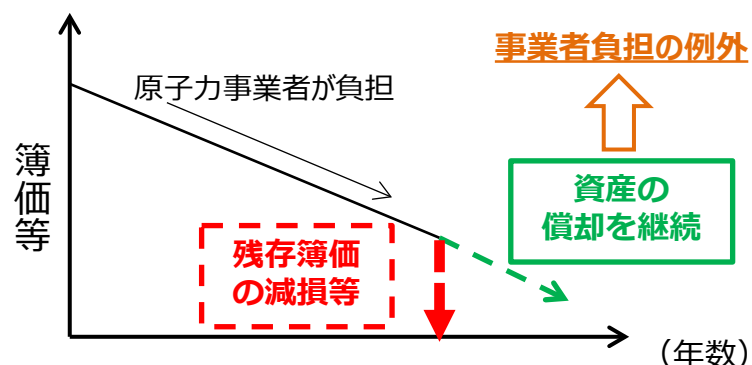
1. 廃炉に関する会計制度

検討課題（１） 自由化の下での廃炉会計制度の在り方

- 2012年以前の電気事業会計制度の下では、廃炉に伴う資産の残存簿価の減損等により、一時に巨額の費用認識が生じ、①事業者が原発依存度低減に向けた廃炉の判断を躊躇する、②事業者の廃炉の円滑な実施に支障を来す、との課題があった。
- このため、2013年及び2015年の2度にわたり、設備等の残存簿価を廃炉後も分割して償却（＝負担の総額は変わらないが、負担の水準を平準化）する会計制度を措置。これは規制料金により廃炉後も着実な費用の回収が見込めることを前提としており、現在は小売規制料金により費用回収が行われている。
- 廃炉の円滑化に資する本制度は、小売規制料金の撤廃後も継続すべきことから、昨年取りまとめられた審議会報告書に沿って、将来的には、託送料金の仕組みを利用して着実な費用回収を行う方向で検討中。

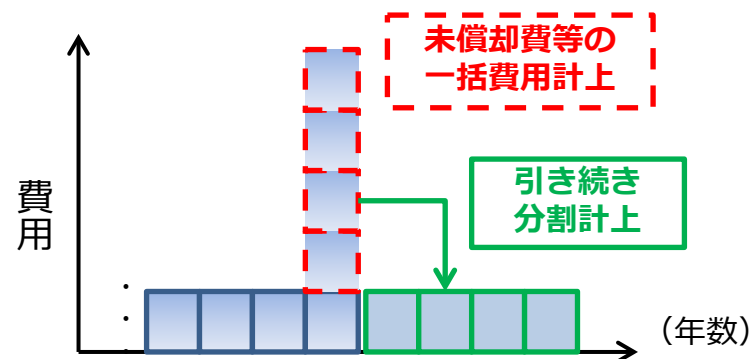
廃炉会計の効果イメージ

<資産計上継続の効果>



会計制度がない場合

<負担の平準化の効果>



会計制度がある場合

これまでの各委員の御意見（廃炉会計制度関係）①

廃炉会計制度の意義・必要性

- 廃炉会計制度がなければ、事業者側としても廃炉を積極的に行うことができず、無理やりやらせてしまうと、減損損失を一度に認識しなければならない。廃炉会計の意義を考えると、エネルギー政策や日本経済への影響なども考えるポイント。（村松委員）
- 速やかに廃炉すべき原発をその方向に持っていくという重要性は従前と何ら変わっておらず、廃炉会計制度の必要性について、特段、議論の余地はない。（圓尾委員）
- 電気事業は普通のビジネスでは考えがたい要素が多く、リスクも非常に高いことから、廃炉会計制度のような別の会計があって当たり前のように思う。（伊藤委員）
- 廃炉会計制度は、過去5年くらいの短い期間でいろいろな議論があって措置されたものであり、変更の繰り返して事業の予見性が失われないよう、一度決めた制度はなるべく維持されるようにすることを念頭に置くべき。（秋池委員）

廃炉会計制度の継続に必要な措置

- 安定的に小売料金で費用を回収できない場合、託送等も検討する必要があると従前から発言してきた。託送料金は安定的に収益獲得能力を担保できるスキームであり、今回の措置は妥当ではないか。（永田委員）
- 制度維持には減価償却見合いで一定の資金回収が会計的に必要ということだとすれば、小売の規制料金がなくなり、規制料金として残っているのは託送料金しかない場合に、託送料金の仕組みを使いながら回収していくのは仕方ないと思う。（圓尾委員）
- かつて、制度変更に伴う費用を託送料金に乗せて広く薄く負担してもらった例として、再処理の引当不足分があり、今回の参考になると思う。制度変更で回収できなくなったものについて、過去の分だから何もしないことで事業が立ち行かなくなる場合に措置をするという発想は、原理的にはあり得る。（松村委員）
- 費用が託送料金に入ると見えなくなってしまう、全体でどれだけの額であり、期限がいつまでか見えなくなる点に対し、すごく抵抗が大きい。これしか方法がないとは思えず、確実にとるために託送料金でというのは、消費者としては納得がいかない。（大石委員）

これまでの各委員の御意見（廃炉会計制度関係）②

その他（制度継続に際しての留意点等）

- 廃炉会計制度について、国策としてこれを維持しなければならないとして、公益的な目的と照らし合わせて仮に広く薄く負担を求めるのであれば、原子力を公益電源という形で位置付ける必要がある。どのように位置付けるかについては、いろいろな意見があり得るので、この場で決めきるのは無理だと思うが、少なくとも公益電源として位置付けるべきという点は明らかにする必要がある。（松村委員）
- 制度維持にあたり託送料金の仕組みを使う場合、原子力事業者は、売電収入にプラスして託送料金で回収した償却見合いの費用も入ることになり、その分が競争優位になるとおかしな話になる。したがって、託送料金の仕組みを使うのであれば、ここでの議論ではないとのことであるが、見合いで原子力の電気の利用の在り方を議論しなければならない。（圓尾委員）
- 費用を託送料金に入れた場合、国民の負担が明確でなくなってしまうとの懸念がある。したがって、再エネ賦課金のように、託送料金と分けた形で別枠で見せた方がよいのではないか。（村松委員）
- 今回の検討内容は、自分を含め、普通にビジネスをしている人にとって、本当にクリアになるまで何度読み直してもわからない要素が出てくる。それだけ特殊だと思うので、今後決めていく中で、多くの方に理解していただくために、もう少し言葉をわかりやすくし、国民が納得しやすい説明にしていく方がよい。（伊藤委員）

(参考) 原子力発電所の現状

稼働中の炉

3基



※うち川内1号基は定期検査につき停止中

原子炉設置変更
許可がなされた炉

5基



※うち2基は仮処分を受け停止中

新規規制基準への
適合性審査中の炉

19基

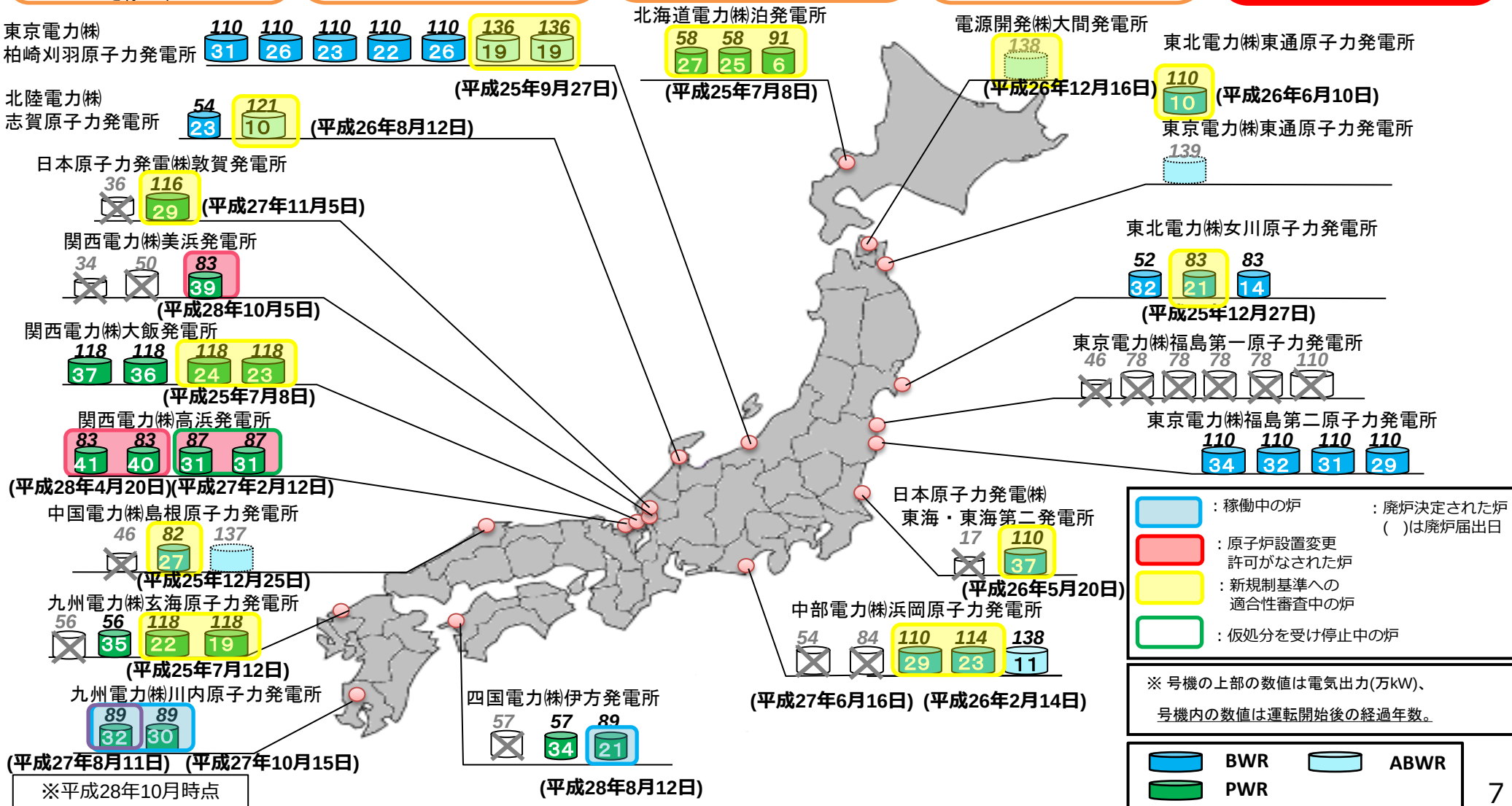


適合性審査
未申請の炉

19基

廃炉を
決定した炉

15基

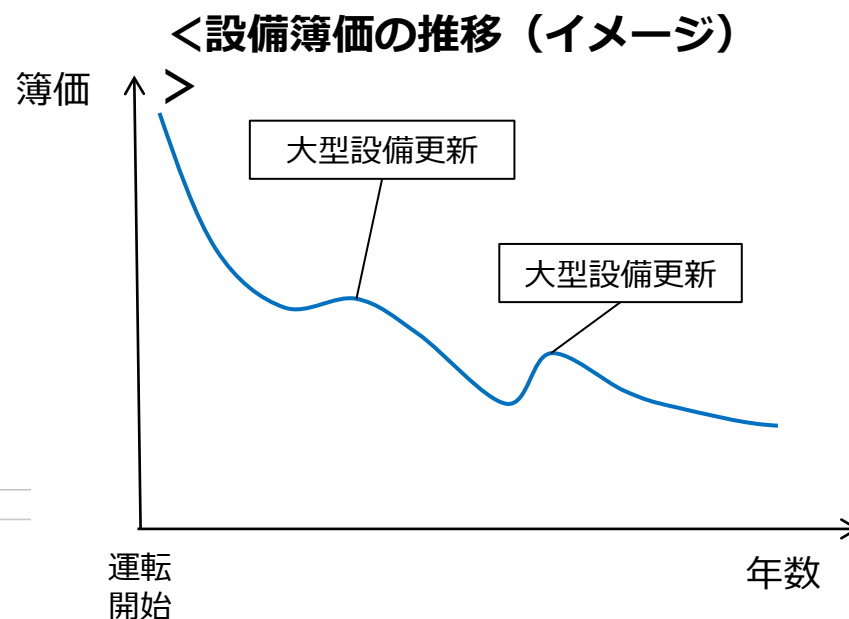
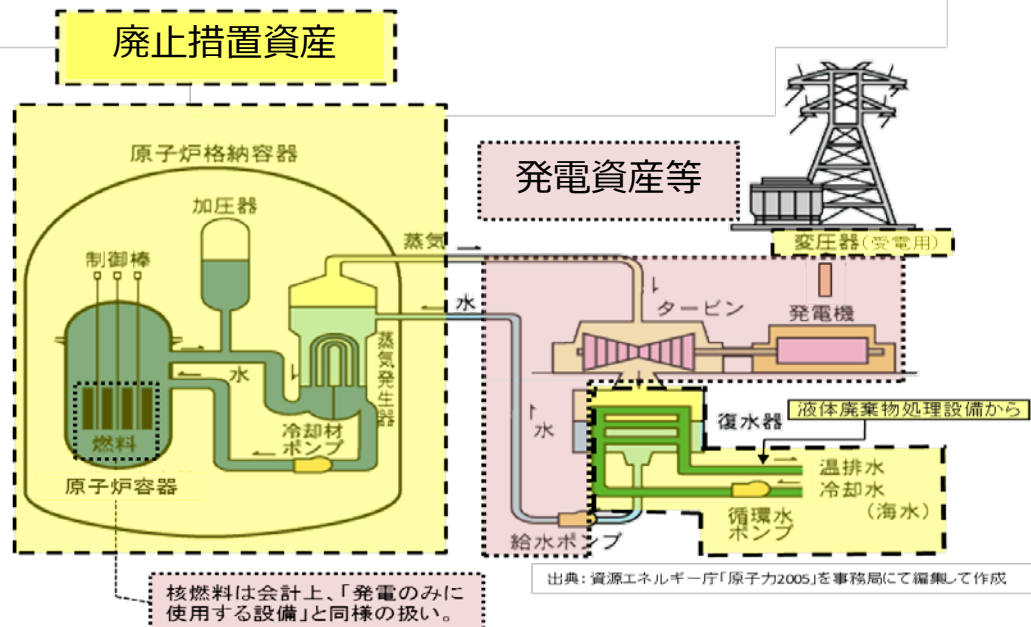


(参考) 廃炉会計の適用状況 (計画外廃炉した6基の例)

	関西電力 美浜1・2号機	中国電力 島根1号機	四国電力 伊方1号機	九州電力 玄海1号機	日本原電 敦賀1号機
廃止措置資産	218	71	72	73	182
発電資産等	273	134	217	208	92
合計	491	205	289	281	274

※2015年度末時点 (単位: 億円)

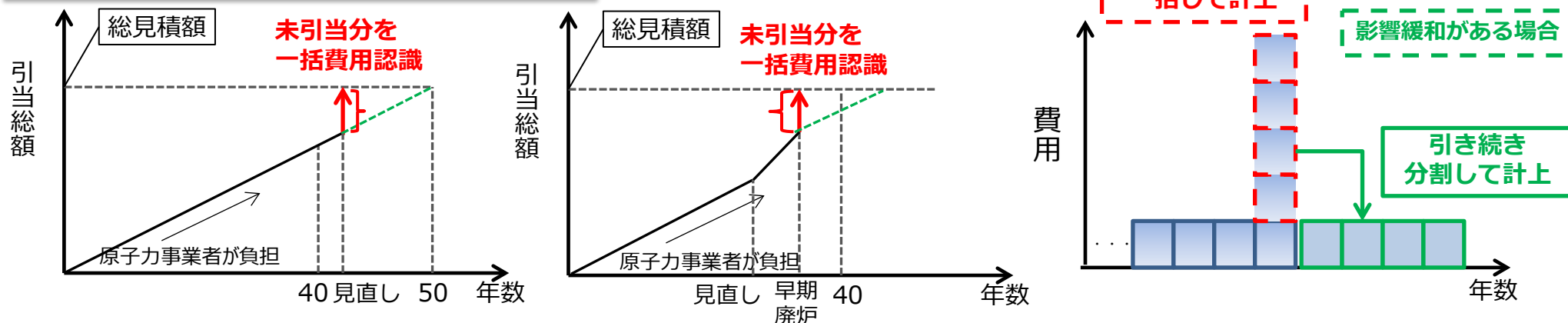
制度の対象イメージ



検討課題（１） 自由化の下での解体引当金の在り方

- 原子力発電施設解体引当金は、原子炉の運転中に将来必要となる廃炉費用を着実に積み立てるために1990年に導入。2013年、廃炉会計制度の導入にあわせ、引当方法の見直しを行った（生産高比例→50年定額）。
- 本制度は、小売規制料金の撤廃後も継続すべきであるが、原子炉の運転期間中に全て引き当てることが原則であることに鑑み、引当期間を50年から40年に短縮する。同時に、既に廃炉中のものや今後早期廃炉を行うものについては、引当期間の見直しに伴う未引当分の一括費用認識を回避するため、託送料金の仕組みを利用して費用回収を行い、段階的に費用計上する方向で検討中。
- なお、引当金の総見積額については、現行の算定式が想定しない個別事象を反映できることとして柔軟性を確保する一方、これまでと同様に総額を経産大臣が承認することで、その妥当性を確保する等の方法を検討中。

影響緩和の影響イメージ



見直し時点の未引当分を一括して費用認識することを回避するためには、費用回収が着実にされる仕組みを伴う措置が必要。この旨は、昨年取りまとめられた審議会報告書においても明記されている。

(参考) 平成27年度末時点の解体引当金について

(単位：億円)

会社名	施設名 (出力単位：MW)	27年度末 引当金残高	27年度末 未引当額	27年度末時点の 残存年数（年）
北海道	泊 1 号 (579)	289	160	23
	泊 2 号 (579)	268	181	25
	泊 3 号 (912)	70	465	43
東北	女川 1 号 (524)	278	158	18
	女川 2 号 (825)	262	357	29
	女川 3 号 (825)	159	447	36
	東通 1 号 (1, 100)	122	507	39
東京	福島第一 5 号 (784)	416	94	8
	福島第一 6 号 (1, 100)	481	138	8
	福島第二 1 号 (1, 100)	521	168	16
	福島第二 2 号 (1, 100)	496	212	18
	福島第二 3 号 (1, 100)	433	269	19
	福島第二 4 号 (1, 100)	423	275	21
	柏崎刈羽 1 号 (1, 100)	458	299	19
	柏崎刈羽 2 号 (1, 100)	319	360	24
	柏崎刈羽 3 号 (1, 100)	260	387	27
	柏崎刈羽 4 号 (1, 100)	247	414	28
	柏崎刈羽 5 号 (1, 100)	363	328	24
	柏崎刈羽 6 号 (1, 350)	320	440	30
	柏崎刈羽 7 号 (1, 350)	284	472	31
中部	浜岡 3 号 (1, 100)	507	290	21
	浜岡 4 号 (1, 137)	379	369	27
	浜岡 5 号 (1, 380)	141	733	39
北陸	志賀 1 号 (540)	228	270	27
	志賀 2 号 (1, 380)	112	653	40

会社名	施設名 (出力単位：MW)	27年度末 引当金残高	27年度末 未引当額	27年度末時点の 残存年数（年）
関西	美浜 1 号 (340)	263	61	5
	美浜 2 号 (500)	308	50	7
	美浜 3 号 (826)	400	90	10
	高浜 1 号 (826)	389	63	8
	高浜 2 号 (826)	385	66	9
	高浜 3 号 (870)	404	127	19
	高浜 4 号 (870)	396	135	19
	大飯 1 号 (1, 175)	436	144	12
	大飯 2 号 (1, 175)	466	116	13
	大飯 3 号 (1, 180)	350	249	26
中国	大飯 4 号 (1, 180)	352	247	27
	島根 1 号 (460)	347	35	8
四国	島根 2 号 (820)	405	240	23
	伊方 1 号 (566)	360	46	11
九州	伊方 2 号 (566)	332	71	16
	伊方 3 号 (890)	301	294	28
九州	玄海 1 号 (559)	335	31	9
	玄海 2 号 (559)	306	66	15
	玄海 3 号 (1, 180)	306	292	28
	玄海 4 号 (1, 180)	269	336	31
	川内 1 号 (890)	435	143	18
日本 原電	川内 2 号 (890)	420	154	20
	東海第二 (1, 100)	526	131	12
	敦賀 1 号 (357)	340	29	4
	敦賀 2 号 (1, 160)	432	230	21

財務会計WGにおける廃炉に関する会計制度に係る議論の整理

- 原発の運転・廃止に際して生じる費用は、今後も原則として原子力事業者が負担。
- 例外的に、原発依存度の低減のため早期廃炉を促し、廃炉を円滑に進める観点から、一括費用認識の発生を回避するため必要な費用について、託送料金の仕組みを利用して段階的に費用回収する方向で検討中（新電力も負担）。
- ただし、こうした例外措置を認めるに当たっては、当該措置の透明性の確保や、新電力の電源確保に資する新たな措置等を講じる必要あり（具体的内容は引き続き検討）。
- なお、事故炉の扱いについては、別途検討が必要と位置付けている。

費用負担の在り方

		現行制度	新制度案		
			原則	例外	備考
残存簿価	1. 廃止措置資産※ (廃炉中も使用する資産)	原子力事業者 (小売規制/ 自由料金)	原子力事業者 (小売自由料金)	原子力事業者 新電力 (託送料金)	
	2. 発電資産等※※ (廃炉後は使用しない資産)				
廃炉費用	3. 解体引当金 (廃炉に必要な資金)				引当期間を50年から40年に短縮

※原子炉格納容器、冷却材ポンプ等、※※タービン、発電機、核燃料等

2. 原子力事故対応に係る財務会計面の課題

原子力事故対応に係る財務会計面の課題について

- 今後、自由化の下でも東京電力が1F廃炉の責任を果たしていくための課題や、原発事故の賠償への備えに係る受益者間の公平性の課題は、以下のとおり整理できる。

分類	課題	概要
福島復興・事故収束 (1F廃炉)	確実な資金確保の方策	＜案の1：東電の経営合理化により捻出（送配電事業の合理化分の扱いの検討）＞ 東京電力がグループ全体で総力を挙げて経営合理化による資金捻出を行う場合、料金規制下にある送配電事業の合理化努力分をどのように1F廃炉費用に充てるか。
		＜案の2：託送制度の活用を検討＞ この他、資金確保に関して、廃炉会計の活用等、託送制度を活用した政策対応も存在。
	確実な資金管理の方策	長期にわたる巨額の資金需要に対応するため、確実な資金管理をどのように担保するか。
原賠機構法 スキーム	一般負担金の過去分の負担	本来、原子力事業の開始時点から積み立てておくべきであった賠償に備える費用（原賠機構法の一般負担金）について、公平性の観点から、機構法制定前の「過去分」の負担をどのようにするか。

(参考) 東電委員会の議論の状況

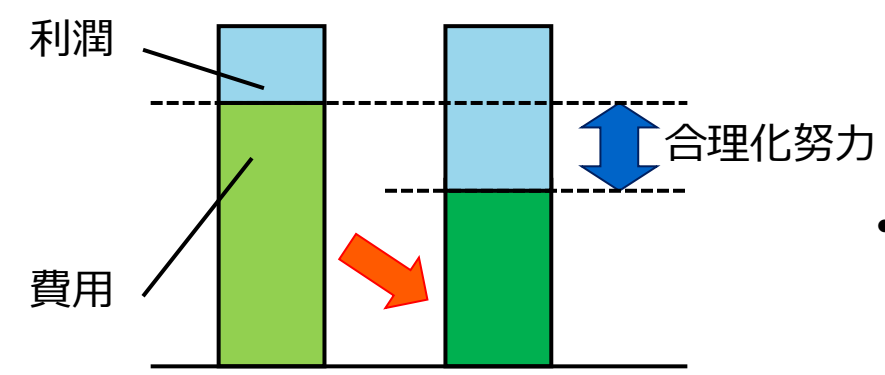
2016年10月 第2回 財務会計WG
事務局提出資料 一部加工

第1回会合（2016年10月5日）の主な議論（議事要旨より抜粋）

- ・この委員会の目的は、東電の救済ではなく東電の改革のための処方箋を描くこと。
- ・問題意識として、「メルトダウン問題」に見る東電の経営体質、柏崎刈羽「再稼動問題」の本質、福島復興と事態の収束への責任のあり方、原子力事業に関する東電の役割・使命の再定義と国の役割・使命の再定義、日本の電力産業の生産性・国際競争力の向上と電力ビジネスの世界標準化と、そのための東電を中核とする電力再編のあり方を挙げておく。
- ・全体の負担のバランスの中で、東電が自力で頑張るとするのが大原則。他方で、その負担を無限大に寄せていくということも解にはならない。
- ・原子力は、電力会社だけでは決められないことも多く、国とも話をしながら、なるべく合理的に意見を浸透させていくことが必要。
- ・自由化の中で東電が責任を全うしていこうとすると、2つの一見相矛盾する問題の解決が必要となるため、何らかの現実を踏まえた上での工夫が必要。例えば、自由化の中でも規制の残る送配電部門での工夫は必要。
- ・送配電部門は総括原価が残るので、この非自由化部門と、競争主体となる全体との良い按配を考えることが大事。
- ・現在の負担枠組みでも既に賠償費用などの一部について国民全体で負担している。国民全体から極めて厳しい目を事故処理の問題に向けられている。非常に高い緊張感を持った対応が必要。
- ・優先順位を明確にすべき。最優先事項として、賠償や廃炉を東電が主体的に行うことが大前提であると考えらるなら、東電をその費用を賄えるような経営体質にすることが最大の課題。
- ・ホールディングスと3つの事業会社があるが、このグループの総力を挙げて原資を生み出し、これを廃炉などの作業にどううまくアロケート（分配）していくかがポイント。

検討課題(2) 確実な資金確保の方策 (案の1:配電事業の合理化分の充当)

- 1 F 廃炉費用については、東電がグループ全体で総力を挙げて徹底した経営合理化により財源を捻出することとされている。
- 他方、規制料金下にある送配電事業を行う東電パワーグリッドにおいて、経営合理化により一定の超過利潤を生じた場合、現行の託送収支の事後評価においては、託送料金の値下げを命ぜられることがあり得る。
- こうした中で、東電パワーグリッドの合理化努力を確実に 1 F 廃炉費用に充てるためには、どのような制度的手当が必要か、検討中。



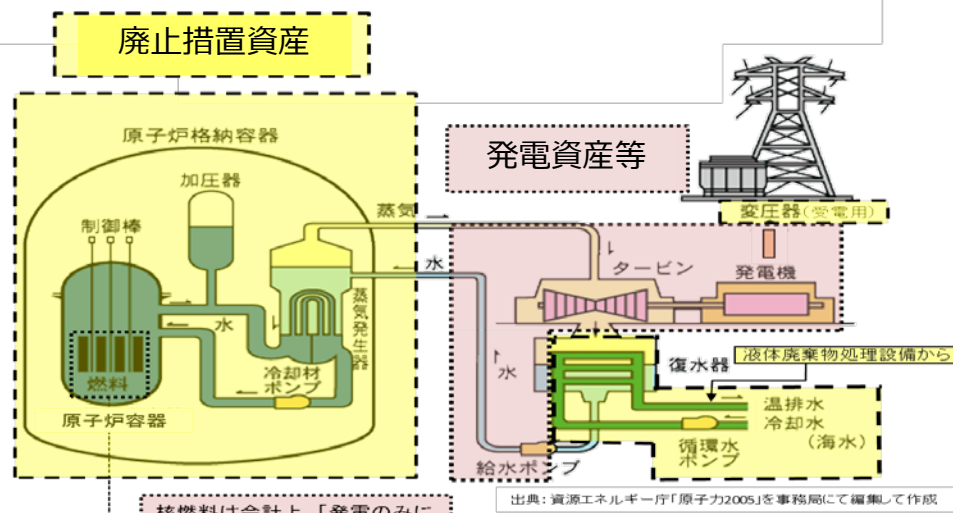
- 東京電力エナジーパートナー（小売部門）及び東京電力フUEL＆パワー（発電部門）においては、合理化努力による利益を自由に親会社（東京電力ホールディングス）に配当するなどして、1 F 廃炉費用に充当することが可能。
- 他方、東京電力パワーグリッド（送配電部門）は総括原価方式の料金規制下であり、合理化努力による利益を自由に親会社に配当することはできない。
- 例えば、託送収支の超過利潤が一定の水準に達した場合や、想定原価と実績原価の乖離率が一定の比率を超えた場合は、電気事業法の規定に基づき託送料金の値下げを求められることがある。

検討課題(2) 確実な資金確保の方策 (案の2 : 廃炉会計制度の適用)

- 現行の廃炉会計制度において、2013年に措置した廃止措置資産については、事故炉を対象から除外していない。これは、廃炉を円滑に進めるという制度の趣旨を踏まえ、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備も制度の対象として減価償却を認めることが適当とされたためである。
- こうした中で、今後も事故炉を廃止措置資産の対象とする場合には、通常と同様に費用を着実に回収する仕組みを講じる必要が生じることから、今後、事故炉についても引き続き廃炉会計の適用対象とし、託送料金を利用した費用回収の対象とするか、検討中。

※なお、2015年に措置した「原子力廃止関連仮勘定」については、原発依存度低減の方針が決定したことを踏まえ、財務・会計上の負担が合理的な廃炉の判断を歪めることの回避することを念頭に措置したものであり、こうした目的と無関係である事故炉は対象から除外している。

制度の対象イメージ



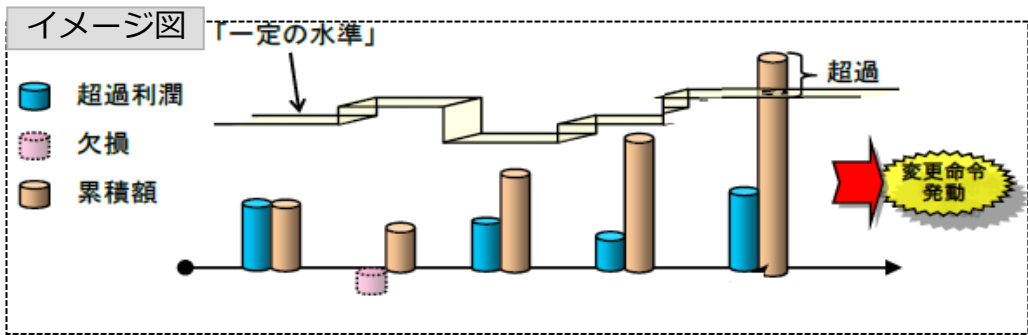
- 「廃止措置資産」 (廃止措置中も引き続き役割を果たす設備) の主な例
 - ・ 原子炉格納容器、原子炉容器
 - ・ 使用済燃料ピット
 - ・ 変圧器 (受電用)
 - ・ 蒸気発生器 等
- 「原子力廃止関連仮勘定」 (発電のみに使用する設備等) の主な例
 - ・ タービン、発電機
 - ・ 核燃料 等

(参考) 託送収支の事後評価① -超過利潤のストック管理-

◆ストック管理方式による超過利潤の管理

託送収支において生じた超過利潤※または欠損額について、毎年度の累積額を管理し、当該累積額が「一定の水準」を超過した場合、現行料金の根拠とした想定原価または想定需要が妥当性を失ったとして、料金の変更命令を発動することで、超過利潤を需要家に還元するもの。

※**超過利潤**：送配電部門の託送供給によって得た営業収益（≡託送料金収入）から、営業費用（≡託送料金原価）及び事業報酬額等を控除した金額



「超過利潤」
≡ 営業損益 - 事業報酬額

「一定の水準」
≡ 送配電部門の固定資産の平均帳簿価額
× 事業報酬率

各電力会社の託送収支における超過利潤の推移

(単位：百万円)

		北海道	東北	東京	中部	北陸※	関西	中国※	四国	九州	沖縄※
「一定の水準」額		16,670	46,003	133,586	58,499	13,927	66,876	27,916	13,046	46,960	5,420
	事業報酬率	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	3.3%	2.9%	3.0%	2.9%	2.9%	3.0%
超過利潤累積額	2015年度末	▲9,474	▲4,155	▲26,057	▲36,733	0	▲21,531	0	▲2,994	16,036	0
	2014年度末	1	18,166	17,975	▲20,860	0	▲2,454	0	1,348	31,081	0
超過利潤額 (単年)	2015年度	▲9,476	▲22,321	▲44,032	▲15,872	▲1,580	▲19,096	▲3,281	▲4,342	▲15,044	▲29

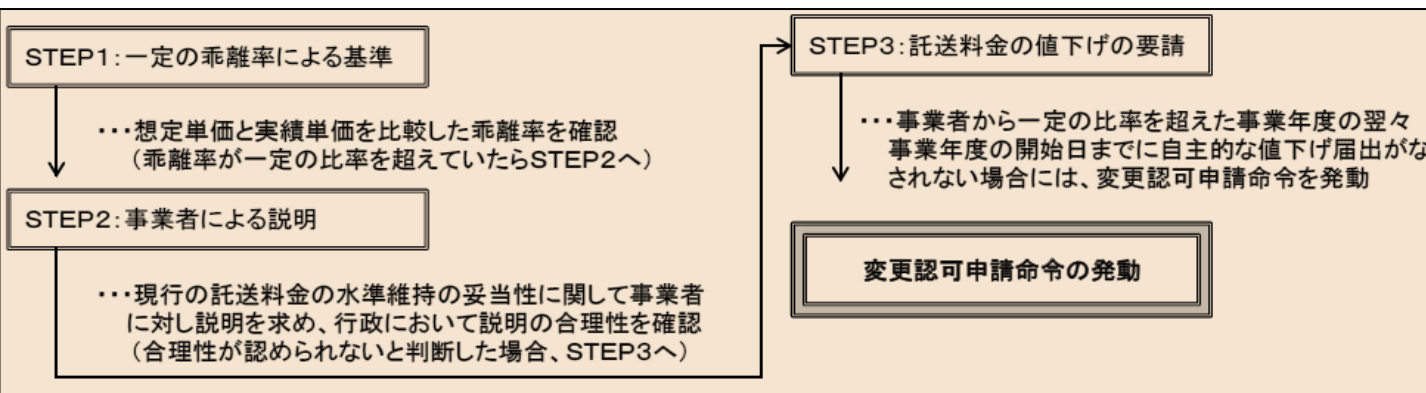
※2015年の料金審査で原価洗替えを行ったため、累積額リセット 17

(参考) 託送収支の事後評価② -想定原価と実績単価の乖離率-

◆想定単価と実績単価の乖離率

想定単価（想定原価÷想定需要量）と実績単価（実績費用÷実績需要量）を比較した乖離率が、
<STEP1> 一定の比率を越える場合、
<STEP2> 一般送配電事業者から現行託送料金水準の妥当性の説明を求め、
<STEP3> 事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合、託送料金の値下げを要請。

翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、電気事業法に基づく料金の変更命令が発動される。



乖離率（％）

$$= ((\text{実績単価} / \text{想定単価}) - 1) \times 100$$

 一定の比率：マイナス5%

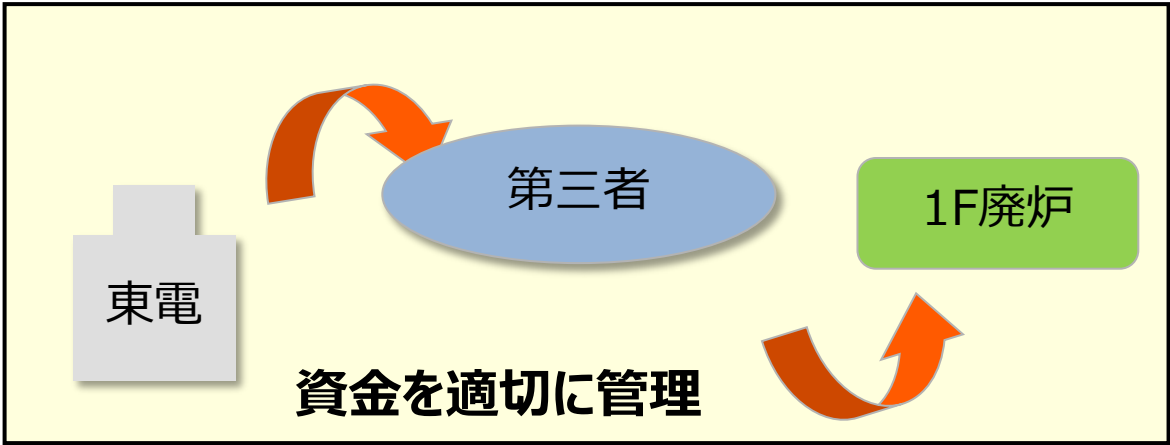
各電力会社の託送収支における乖離率の推移

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
2015年度	2.69%	0.86%	2.53%	-	2.91%※	2.45%	1.56%※	2.53%	△1.36%	0.46%※
2014年度	△1.57%	△0.29%	4.35%	3.96%	3.44%	0.23%	△1.31%	2.18%	△1.88%	△3.39%
2013年度	3.99%	△2.65%	△2.24%	2.22%	2.69%	2.83%	2.13%	1.19%	△5.64%	△3.99%
2012年度	4.78%	△1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%

※当該年度の実績単価相当額との比較

1 F 廃炉のための確実な資金管理の方策

- 福島第一原発の廃炉を着実に実施していくため、廃炉に必要な巨額の資金を長期にわたり確実に管理していくには、第三者の関与の下、積立金という形で資金を管理していく方向で検討中。
- 東電においては、将来予想される巨額の支出に備え、内部留保等により資金を確保していくこととなるが、廃炉に伴う支出は、廃炉作業の進捗状況により大きく変動することが見込まれる。
- このため、将来の支出に備えて確保した資金については、例えば、積立金（自らの資金を積立て）や拋出金（自らの資金を渡し切り）といった手法等、第三者の関与の下で適切に管理していくことが必要となる。



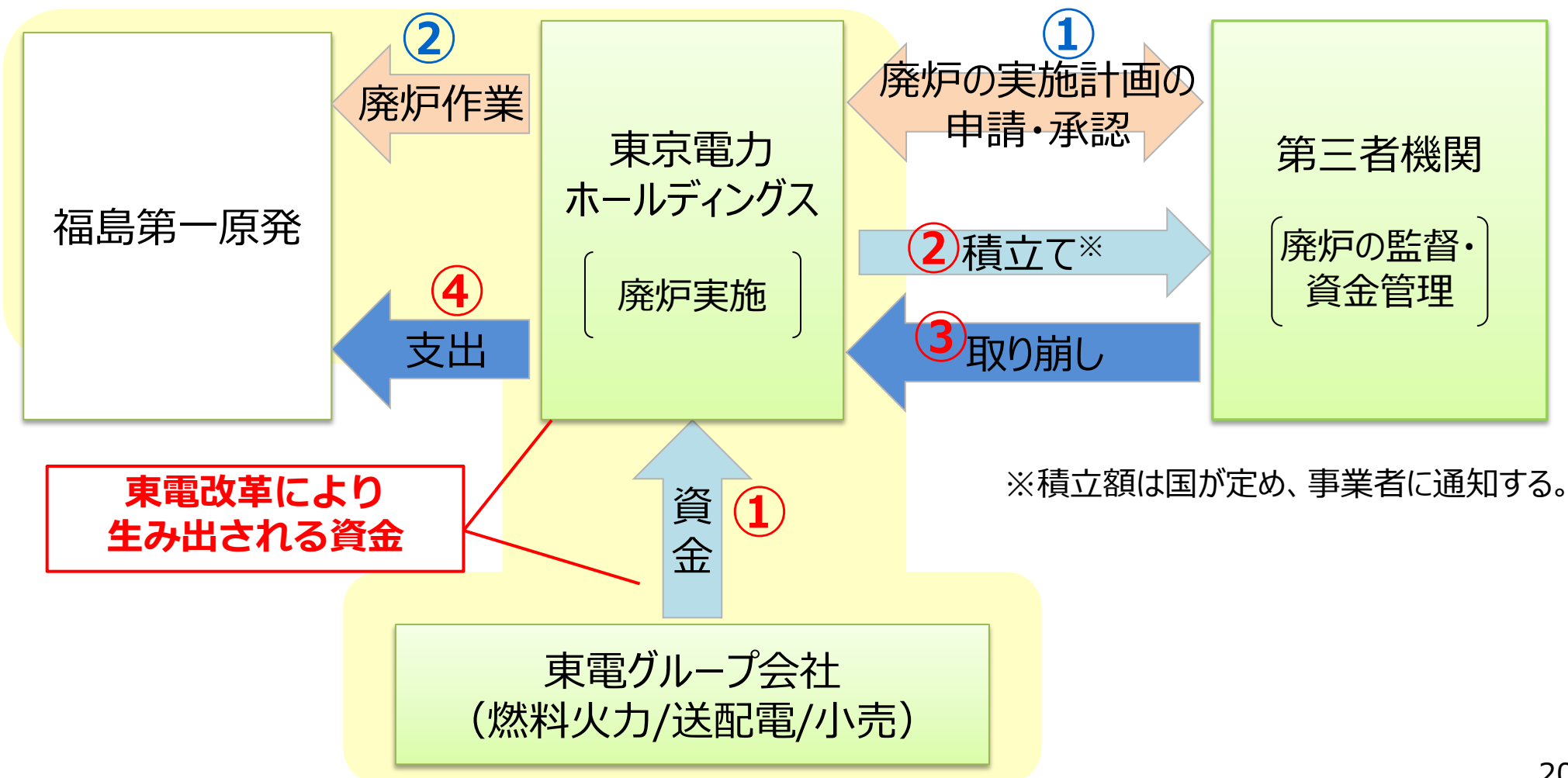
	資金の所有者	廃炉の実施主体
積立金	東京電力	東京電力
拋出金	第三者	第三者

×→東電が責任を持って行う
との観点から不適切

確実な資金管理のための積立金制度

- 東電がグループを挙げた取組により捻出する1F廃炉に必要な資金について、その管理を適切に行うため、第三者機関が資金管理を行うスキームとしては、以下のような案が考えられる。

＜第三者機関による資金管理スキームのイメージ＞

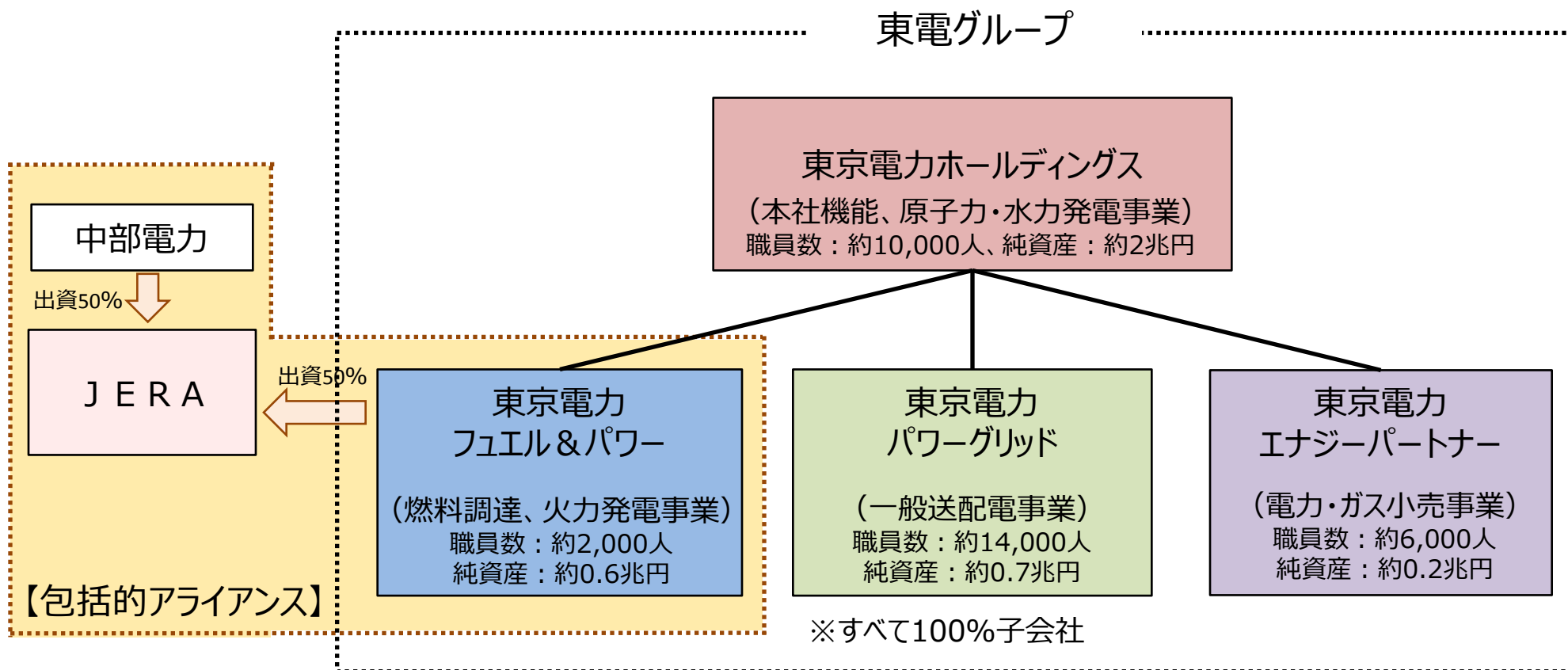


(参考) 東電の会社分割 (H Dカンパニー制)

2016年11月 第3回 財務会計WG
事務局提出資料 一部加工

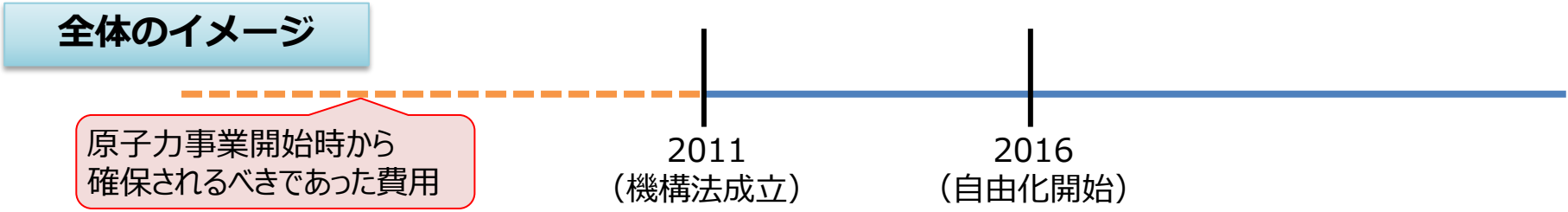
- 東電は、「新・総合特別事業計画」に基づき、電力システム改革を先取りし企業価値を高め福島再生の加速につなげるべく、本年4月1日に会社分割を行い、H Dカンパニー制に移行した。

【会社分割後の東電の体制】



検討課題(3) 原賠機構法に基づく一般負担金の負担の在り方

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に支払っている（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、これらの費用は福島第一原発事故以前から確保されておくべきであったが、制度上こうした費用を確保する措置は講じられておらず、当然ながら料金原価に算入する事もできなかった。
- したがって、理論上は、過去においてこれらの費用が含まれないより安価な電気を利用した需要家に対し、遡って負担を求めることが適当と考えられる。
- しかしながら、現時点で対象となる過去の需要家を特定し、負担を求めることは現実的でない中、自由化が進展する環境下において、受益者間の公平性の観点から、一般負担金の負担の在り方についてどのように考えるか、検討中。



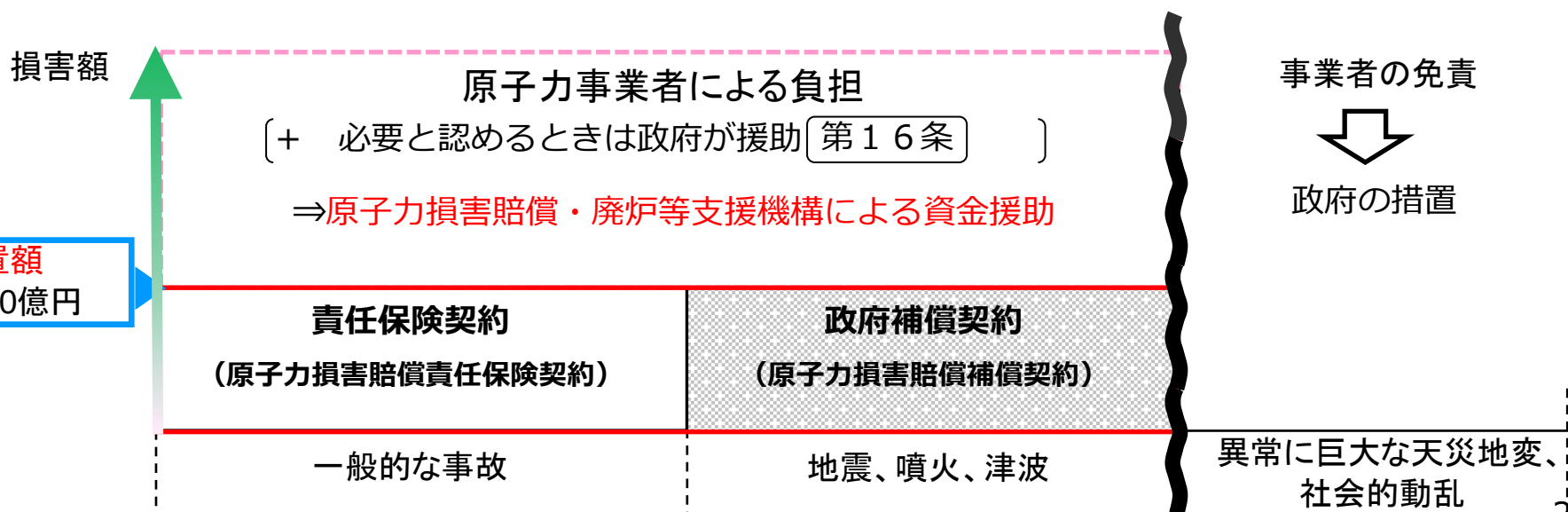
【原子力事業者による一般負担金の支払実績】

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
金額（億円）	815	1,008	1,630	1,630	1,630

(参考) 原子力損害賠償制度の概要

- 我が国の原賠制度は、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（原賠機構法）の2つから成り、前者が1,200億円までカバーし、後者がそれ以上の部分をカバーする二階建ての構造。
- 原賠法は、原子力事業者が原子炉を運転するに当たり、原子力事故が生じた場合の損害を賠償するための措置を講じることが義務付けられることにより、あらかじめ原子力事故の賠償に備えるもの。
- 一方、原賠機構法は、福島第一原発事故を踏まえ、賠償の円滑な実施及び将来の原子力事故への備える観点から、原賠法第16条に基づく国の措置を具体化し、原賠法の賠償措置額を超える損害に対応している。

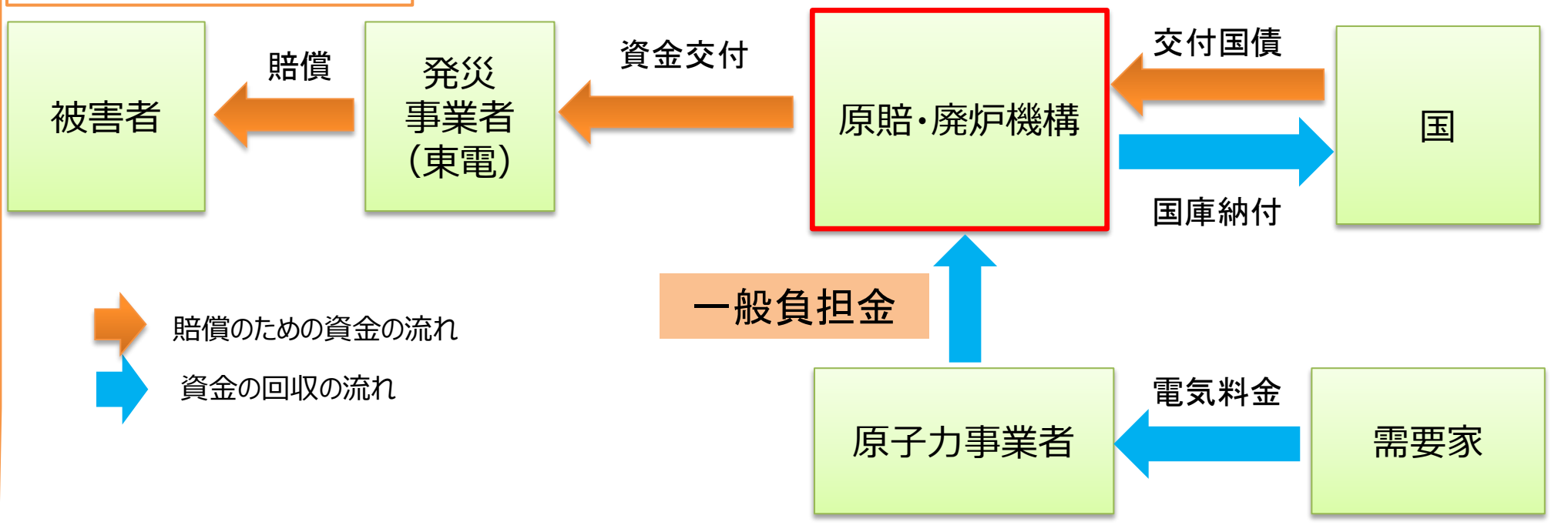
制度のイメージ



(参考) 原賠機構法に基づく一般負担金

- 一般負担金の額は、以下を基準にして、毎年度、原賠・廃炉機構が主務大臣の認可を得て定めている。
 - ・機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
 - ・各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業者の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

資金の流れ(イメージ)



（参考）使用済燃料の再処理費用（バックエンド費用）

- 原子力発電に伴い発生する使用済燃料の再処理については、発電時と再処理時に相当のタイムラグがあり、必要となる資金を予め積み立てておくことが世代間及び需要家間の公平性を保つために重要であることから、2005年に積立制度（※ 1）を創設。その費用は発電費用として原価計上し、小売料金を通じて原子力事業者が回収してきている。
- 一方、積立制度創設前の発電分（※ 2）については、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者を含む原子力事業者の需要家のみならず、託送制度を通じて新電力の需要家からも回収することとされた。

※ 1 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律

同法制定以前は、一部費用のみ使用済核燃料再処理引当金として料金回収し、内部積立てを行っていた。なお、先の通常国会で成立した再処理等拠出金法の施行に伴い、本年10月より拠出金制度に移行している。

※ 2 制度創設前には合理的な見積もりができず、料金原価に含まれなかった費用。

【参考】総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」（2004年8月）（一部抜粋）

第5章バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について

3. 既発電分についての取扱い

（中略）その積立費用を誰が負担すべきかについては、いくつかの考え方があるが、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で、電気料金として回収することが妥当である。具体的には託送の仕組みを使い、特定規模電気事業者は、回収代行という形で、自らの需要家から、既発電分にかかるバックエンド費用を回収し、一般電気事業者に支払うこととするとともに、一般電気事業者は、自らの需要家からも、既発電分にかかるバックエンド費用を回収することが適当である。この際、原子力発電を有する卸電気事業者については、その供給先である一般電気事業者を通じて最終需要家からバックエンド費用を回収することになる。

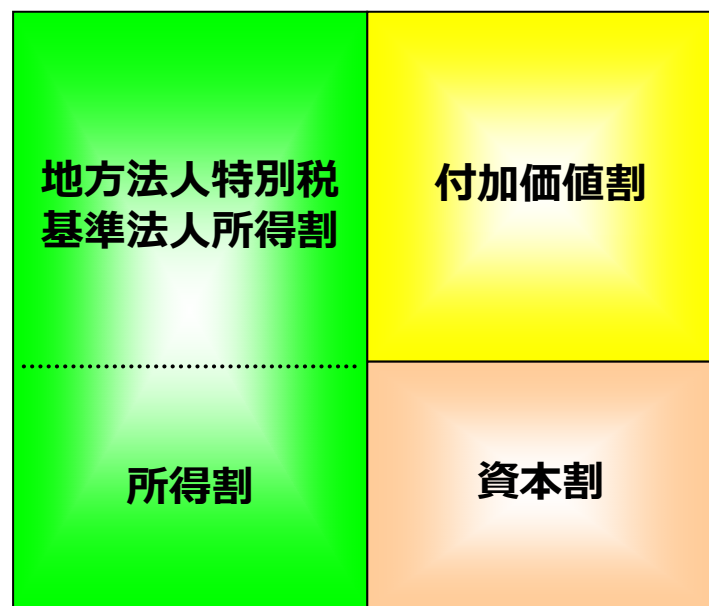
なお、本制度では、あくまでも託送の仕組みを利用するものであり、送配電費用とは性質が異なるものであることを踏まえ、需要家から見た場合に、その点が混同しないよう措置することが必要であり、具体的には、請求書等に、既発電分の金額を明記するなどの方法をとることが適当である。

3. その他

電気事業に係る法人事業税の課税方式について

- 法人事業税（都道府県税）は、法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスに係る経費負担を求めるもの（いわゆる応益課税）。
- 税額の算定に当たっては、原則として所得等を課税標準として課税額を算定するが、電気事業（電気供給業）については、収入金額を課税標準として課税額を算定している。

◇その他の事業（H28年度）



所得基準 : 外形基準

3/8

5/8

◇電気事業（電気供給業）



※地方法人特別税は平成29年度以降廃止

法人事業税の課税方式の在り方

- 本年4月から、自由化に伴い地域独占・総括原価方式が撤廃され、他の一般の事業と同様の競争環境に移行したにもかかわらず、法人事業税について収入金課税が継続しており、他の事業と比較して不公平な取扱いとなる。
- 加えて、事業立ち上げ時期における税負担が過重となることから、新規参入の障壁となり、更なる競争の進展の阻害要因となるおそれがある。

1. 収入金課税としていた根拠・前提の変化

これまでの収入金課税の根拠	電力システム改革の概要	改革の進展による状況変化
① <u>所得に課税してもその事業規模に比して税収が小さいこと</u>	<u>が全面自由化され、原則として総括原価方式に基づく料金規制が撤廃</u>	<u>コスト削減等の企業努力を通じて所得を最大化することが可能に</u>
② <u>課税分を確実に消費者に転嫁することができること</u>	<u>地域独占は制度上完全に解消。消費者が自由に料金メニューを選択する競争環境。</u>	<u>他の一般の事業と同様に価格の低廉性を争う環境下に置かれることから、課税分を転嫁することは困難に</u>

2. 競争の進展に向けた課税方式の在り方

「収入金課税」の場合、売上高全体に課税されることとなるため、このままだと、電力市場に新たに参入した事業者にとっては、十分な所得が得られない事業の立ち上げ時期に、他の事業に参入した場合に比して税負担が過重となることとなる。

他の事業との課税面でのイコルフットイングを確保し、新規事業者の電力市場への参入を促して更なる競争の活発化を実現するためにも、将来的には、実際の競争状況等を勘案した課税方式に変更することが必要ではないか。

⇒来年度税制改正要望として、課税方式の変更を要望中